富士市告示第　126号

次の書類については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２及び富士市税条例（昭和61年富士市条例第32号）第６条の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は富士市役所保健部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年6月12日

富士市長　　金指　祐樹

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類の名称	送達事項
WICKRAMASINGHA KANKANAMGE DILARA RAVINDI　ほか3人	令和8年度　国民健康保険税納税通知書（令和7年度分）	別紙のとおり
MUHAMMAD　DEA　NORMANSYAH	令和8年度　国民健康保険税納税通知書兼減額更正通知（令和7年度分）	別紙のとおり
坂内　敏樹	令和7年度　国民健康保険税納税通知書	別紙のとおり

（注）上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の２第３項の規定により、告示の日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

送達事項

書類の名称　令和8年度　国民健康保険税納税通知書（令和7年度分）
送達を受けるべき者　下記のとおり

氏　名
WICKRAMASINGHA　KANKANAMGE　DILARA　RAVINDI
GRAF　SEBASTIAN
CHEN　FEI
HETTIARACHCHI　KAVINDU　UDARA

（注）上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の２第３項の規定により、告示の日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

送達事項

書類の名称　令和8年度　国民健康保険税納税通知書兼減額更正通知（令和7年度分）
送達を受けるべき者　下記のとおり

氏　名
MUHAMMAD　DEA　NORMANSYAH

（注）上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の２第３項の規定により、告示の日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

送達事項

書類の名称　令和7年度　国民健康保険税納税通知書
送達を受けるべき者　下記のとおり

氏　名
坂内　敏樹

（注）上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の２第３項の規定により、告示の日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。